

NEWS RELEASE



国土交通省近畿運輸局

問い合わせ先

(所属) 鉄道部 監理課

(担当) 村上、舟木

(電話) 06-6949-6439

令和8年6月12日

和歌山電鐵株式会社の鉄道事業の旅客運賃の上限変更認可について

和歌山電鐵株式会社より令和8年4月30日付けで申請のあった鉄道事業の旅客運賃の上限変更認可申請について、本日（令和8年6月12日）付けで認可しました。

鉄道事業の旅客運賃は、鉄道事業法第16条第1項に基づき、その上限を定め認可を受けなければならないとされており、その認可にあたっては、同法第16条第2項に基づき、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えないものであるかどうかを審査しております。

1. 申請者

申請者名：和歌山電鐵株式会社

代表者：代表取締役社長 小嶋 光信

所在地：和歌山県和歌山市伊太祈曽73番地

2. 変更しようとする旅客運賃の上限を適用する路線

貴志川線（和歌山～貴志） 14.3km

3. 申請の概要

（申請理由）

- 申請者は、廃線の危機にあった貴志川線を平成18年に引き継いで以降、地域の支援のもと、話題づくりや内装・外装が特徴的な車両の導入、少人数運営などの経営努力を重ね、路線の維持に努めてきた。
- 平成28年に旅客運賃の上限運賃変更認可を受けた以降も収支改善に取り組むとともに、県および沿線自治体からの施設更新・修繕に対する支援を受け、安全輸送の確保を図っている。
- 一方、コロナ禍による需要減少や少子高齢化に加え、施設老朽化対策、物価上昇、災害復旧等に伴う費用増大により、近年は年間2億円超の営業赤字が続く厳しい経営環境にある。
- 今後も安全・安心な輸送を維持し地域の公共交通としての役割を果たすため運賃改定をするもの。

(申請内容)

① 変更しようとする運賃の上限の種類、額及び適用方法

【現行運賃】

キロ程	普通旅客運賃	定期旅客運賃(1か月)	
		通勤	通学
3 扣まで	190	7,000	4,190
3 扣を超え 6 扣まで	250	9,210	5,500
6 扣を超え 9 扣まで	320	11,420	6,820
9 扣を超え 12 扣まで	370	13,250	7,920
12 扣を超え 15 扣まで	410	14,730	8,800

【申請上限運賃】 (単位：円)

キロ程	普通旅客運賃	定期旅客運賃(1か月)	
		通勤	通学
3 扣まで	240	9,360	5,180
3 扣を超え 6 扣まで	320	12,480	6,910
6 扣を超え 9 扣まで	410	15,990	8,860
9 扣を超え 12 扣まで	470	18,330	10,150
12 扣を超え 15 扣まで	520	20,280	11,230

・平均改定率：普通旅客運賃 27.353%、通勤定期旅客運賃 37.124%、通学定期旅客運賃 26.818%
※小児旅客運賃は大人旅客運賃の半額(10円未満の端数は切上げ)

② 収入原価総括表

(単位：千円、%)

	2024(令和6)年度	2026~2028(令和8~10)年度推定	
	実績	現行	申請
収入	316,314	1,005,946	1,262,583
原価	571,258	1,870,195	1,870,195
差引損益	▲254,944	▲864,249	▲607,612
収支率	55.4	53.8	67.5

4. 改定実施予定日：令和8年7月1日

(参考)

○ 鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第16条

1 鉄道運送事業者は、旅客の運賃及び国土交通省令で定める旅客の料金(以下「旅客運賃等」という。)の上限を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 国土交通大臣は、前項の認可をしようとするときは、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えないものであるかどうかを審査して、これをしなければならない。

3~9 (略)

配付先 青灯クラブ 近畿電鉄記者クラブ
